

基本目標 1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

施策1 情報提供・相談体制の充実

現状と課題

核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、育児に自信がもてなくなり子育てに不安や悩みを抱える保護者が増えています。こうした不安や悩みを解消するため、出産や子育て支援に関するサービス利用について、子育て情報誌の配布や、インターネットを活用した子育てサイト・アプリなど、多様な媒体により情報提供しているほか、子ども家庭支援センター「たち」と保健センターの連携による子育て世代包括支援センター^(※)を設置し、妊娠期からの切れ目のない相談支援を展開しています。

子育て情報の発信に関しては、子どもの年齢により情報を活用しない家庭もあるため、更なる周知と幅広い年齢層のニーズに対応できるよう内容の充実を図る必要があります。

また、相談体制の充実については、サービス利用に関する相談はもとより、不安や悩みが起因して児童虐待に至ることがないように、地域での相談しやすい体制を構築するとともに、自分から相談できない方に対しては、アウトリーチ^(※)による見守りや相談が必要です。

DATA 主な実績

利用者支援事業の計画的な整備を進めたほか、子育て情報の推進では、子育てサイト「ふわっと」のアクセス数が大きく増加しています。

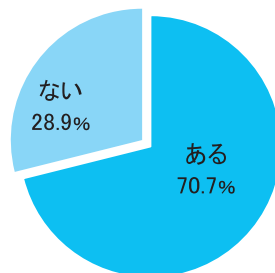
事業名・項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
利用者支援事業実施箇所数	2か所	2か所	3か所	6か所
子ども家庭支援センター	2か所	2か所	2か所	2か所
市立保育所(地域子育て支援センター ^(※))	0か所	0か所	0か所	2か所
市役所本庁舎保育支援課(保育コンシェルジュ ^(※))	0か所	0か所	1か所	1か所
保健センター(子ども家庭支援課母子保健係)	0か所	0か所	0か所	1か所
子育て情報等推進事業				
「子育てのたまて箱」発行部数	13,000 部	13,000 部	12,000 部	13,000 部
子育てサイト「ふわっと」アクセス数	26,924 件	23,887 件	50,146 件	59,276 件

(※) のある用語は、資料編の用語解説(85～93 ページ)を参照

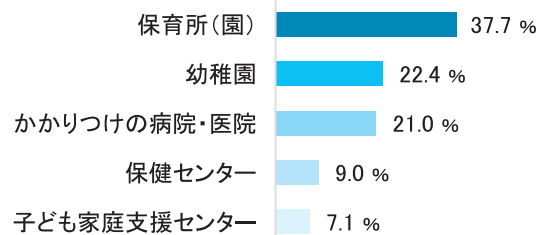
DATA
市民意向調査

子育てに自信がもてなくなることがある保護者が約7割おり、身近な地域にある保育所や幼稚園等に相談しやすい傾向があります。また、保護者の悩み事は、子どもの年齢によって悩みが異なり、3～5歳になると「教育」の視点が加わります。

■子育てに自信がもてなくなることがある保護者



■気軽に相談できる機関



■日ごろの子育てで悩んでいること

<0～2歳>

- 1位 子どもの食事や栄養
- 2位 ほめ方・しかり方
- 3位 子どもの発達・発達

<3～5歳>

- 1位 ほめ方・しかり方
- 2位 教育・塾、進学
- 3位 子どもの発達・発達

施策の方向性

出産や子育て支援に関する情報提供については、引き続き子育て情報誌「子育てのたまたて箱」や子育てサイト「ふわっと」などを活用して、内容の充実を図ります。

相談体制の充実については、子ども家庭支援センター「たち」及び保健センター母子保健係を中心に、妊娠期から切れ目のない支援を提供するほか、保育ニーズが多様化する中で、教育・保育事業が円滑に利用できるよう、保育コンシェルジュによる相談支援を継続します。また、地域子育て支援センター「はぐ」において、利用者支援事業の充実を図り、地域で気軽に相談できる体制づくりに努めます。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要
重 応	1	利用者支援事業(★)	子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談支援等を身近な地域で行う事業
応	2	子どもと家庭の総合相談事業	子ども家庭支援センター「たち」で、子育て中の方や子ども自身からの様々な相談に応じる事業
応	3	子育て情報等推進事業	出産や子育て支援に関する情報をインターネットや子育て情報誌など多様な媒体を活用して提供する事業

※重…重点取組 応…子どもの未来応援基本方針に係る取組 (★)…地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)

施策2 地域における子育て支援

現状と課題

近年、共働き家庭の増加や少子高齢化の進行などにより、地域のつながりが希薄になり、身近に相談できる相手がいないなど、在宅での子育てにおいては、育児の孤立化が問題とされています。高齢世代と子育て世代のつながりを深め、親と子の育ちを地域で支えていくことが求められています。

各保育所では、在宅で子育てをする家庭を対象に、園庭開放や子育てひろばなどの親子交流活動や子育て相談事業を通して、地域での孤立を防止しています。

また、地域で子育てひろばや子ども食堂を実施している団体を支援することで、地域交流の促進や見守り体制の充実を図っています。地域では、親子が気軽に立ち寄れる場所としての子育てひろばを展開するとともに、幅広い年齢層と交流できる場所としての子ども食堂など、それぞれの居場所から地域とのつながりが広がるよう、子育てのネットワークづくりを進めていくことが重要です。

DATA 主な実績

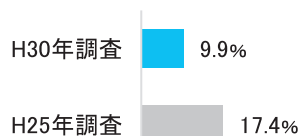
子育てひろば事業については、地域子育て支援センターの整備状況により設置か所数が目標とする16か所を下回っています。

事業名・項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業)実施箇所数	11 か所	11 か所	13 か所	13 か所
市立保育所(地域子育て支援センター)	0か所	0か所	2か所	2か所
子ども家庭支援センター	2か所	2か所	2か所	2か所
私立保育園	8か所	8か所	8か所	8か所
ベビーゆうゆう(H28 年度までは baby cafe)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

DATA 市民意向調査

近所付き合いで個人的なことを相談しあえる割合がH25年時と比べて低下しており、近所付き合いの親密度が下がる中、身近な地域での居場所や相談場所が不足しています。また、子育てに有効だと思う支援については、育児不安や育児負担の増大に伴い、地域における子育て支援の充実を求める意見が多くなっています。

■近所付き合いで個人的なことを相談できる割合



■子育てに有効だと思う支援・対策

1 位	地域における子育て支援の充実	44.6%
2 位	保育事業の充実	41.5%
3 位	仕事と家庭生活の両立	38.2%
4 位	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	38.1%
5 位	地域における子どもの活動拠点の充実	26.8%

施策の方向性

子育てひろばについては、在宅で子育てをしている保護者が、地域で気軽に交流できる拠点として、市立保育所（基幹保育所[※]）における地域子育て支援センター「はぐ」の整備を進めます。また、拠点区域内の子育てひろばのニーズ量のバランスを取りながら、地域子育て支援事業として文化センター等を活用した子育てひろばを実施するほか、私立保育園の子育てひろばなどを計画的に実施していきます。

一方、地域における子育てのネットワークづくりについては、自治会を始めとする地域ネットワークとの連携を図りつつ、地域で子育てひろばや子ども食堂を実施している団体への支援を通して、市民との協働により推進します。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要
重 応	1	地域子育て支援事業	市立保育所（基幹保育所）において、利用者支援事業や子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）を行うほか、地域における子育て支援を実施する事業
重 応	2	子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）（★）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
応	3	地域子ども・子育て応援事業費補助金	地域で子育てひろば活動や子ども食堂を実施する団体の活動資金を補助する事業

※重…重点取組 応…子どもの未来応援基本方針に係る取組 （★）…地域子ども・子育て支援事業（量の見込み及び確保方策を定める事業）

施策6 多様な保育ニーズへの対応

現状と課題

共働き家庭の増加、子どもを預かってもらえる親族や知人が近くにいない家庭の増加など、就労や生活環境の変化に伴い、保育ニーズも多様化しています。

就労により帰宅時間が遅くなってしまう家庭の保育ニーズに対しては、市内全ての認可保育所で延長保育を実施しているほか、トワイライトステイ事業を行っています。また、不定期の保育ニーズに対しては、一時預かり・定期利用保育、預かり保育、ショートステイ、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。一時預かり事業については、利用者が減少していますが、意向調査において母親が不就労や育児休業取得中の家庭では5割を超える高いニーズがあり、継続した取組が求められています。

DATA 主な実績

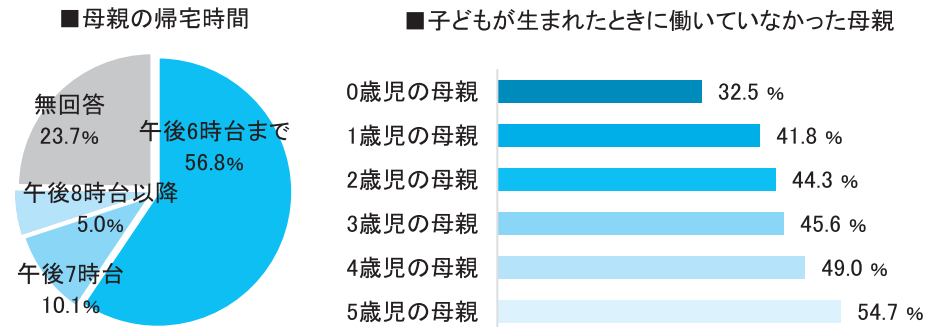
保育施設整備に伴い、延長保育等の実施施設数は増加しています。また、定員拡充により認可保育所を利用できる方が増えたことから、一時預かり事業等の利用数は、減少しています。

事業名・項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
延長保育事業実施施設数	26 施設	30 施設	32 施設	36 施設
午後7時まで	16 施設	18 施設	20 施設	22 施設
午後8時まで	9 施設	10 施設	10 施設	12 施設
午後10時まで	1 施設	2 施設	2 施設	2 施設
一時預かり・定期利用保育事業実施施設数及 び延利用人数	17 施設 25,575 人	19 施設 25,708 人	22 施設 25,605 人	25 施設 24,316 人
ショートステイ(子育て短期支援事業)実施箇 所数及び延利用人数	3 か所 160 人	3 か所 129 人	3 か所 139 人	3 か所 113 人
トワイライトステイ(子育て短期支援事業)実施 箇所数及び延利用人数	2 か所 7,637 人	2 か所 7,184 人	2 か所 7,575 人	2 か所 7,341 人
ファミリー・サポート・センター事業提供会員数 及び活動件数	498 人 6,670 回	507 人 4,739 回	503 人 4,595 回	502 人 4,258 回
病児・病後児保育事業実施箇所数及び延利 用人数	2 か所 634 人	2 か所 686 人	2 か所 745 人	2 か所 560 人

DATA
市民意向調査

半数以上の母親が午後6時台までに帰宅できている一方、午後7時以降に帰宅する母親もいます。

また、子どもが生まれた時に働いていなかった母親は年々減少しており、就労と育児の両立支援が求められています。



施策の方向性

多様化する保育ニーズに対応するため、引き続き保育サービスの充実に努めます。休日保育、トワイライトステイ、ショートステイについては、継続して実施します。延長保育、一時預かり・定期利用保育については、新規開設の保育園を中心に拡充を図るほか、私立幼稚園においても幼稚園型一時預かりへの移行を検討します。また、ファミリー・サポート・センター事業については、提供会員の確保に努めます。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要
応	1	延長保育事業（時間外保育事業）（★）	保育所等で、通常の利用日・時間以外に入所児を保育する事業
応	2	一時預かり・定期利用保育事業（★）	在宅での保育が困難な場合に、主として昼間に保育所、子ども家庭支援センター、その他の場所で一時的に子どもを預かる事業
応	3	預かり保育事業（★）	幼稚園で、通常の利用日・時間以外に在園児を預かる事業
応	4	ショートステイ（子育て短期支援事業）（★）	保護者が出産、疾病などの理由で、一時的に養育が困難な場合に、施設において泊まり掛けで子どもを預かる事業
応	5	トワイライトステイ（子育て短期支援事業）（★）	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間等に養育が困難な場合に、施設において一時的に子どもを預かる事業
応	6	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（★）	子どもの預かり等の提供会員と利用会員による組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業
応	7	病児・病後児保育事業（病児保育事業）（★）	子どもが発熱等の急病時、病院・保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業

※応…子どもの未来応援基本方針に係る取組 （★）…地域子ども・子育て支援事業（量の見込み及び確保方を定める事業）

基本目標 4 配慮が必要な子どもと家庭への支援

施策9 児童虐待防止対策の推進

現状と課題

全国的に児童虐待の件数が年々増加しており、重篤な事件も発生しています。本市でも、児童虐待に関する通告や相談件数は増加傾向にある中、子ども家庭支援センター「たち」において、関係機関との連携を充実し、早期発見・早期対応を行うことで重篤化を防止しています。困ったときに自ら助けを求められない家庭など、潜在化しやすい養育困難家庭が増加する中、今後も虐待の通告先の周知や児童虐待防止に関する意識啓発を図り、早期発見・早期対応を行うことで、児童虐待に至らないように支援するとともに、重篤化を防止することが重要です。また、虐待を受けた児童に対するケアの充実を図る必要もあります。

DATA 主な実績

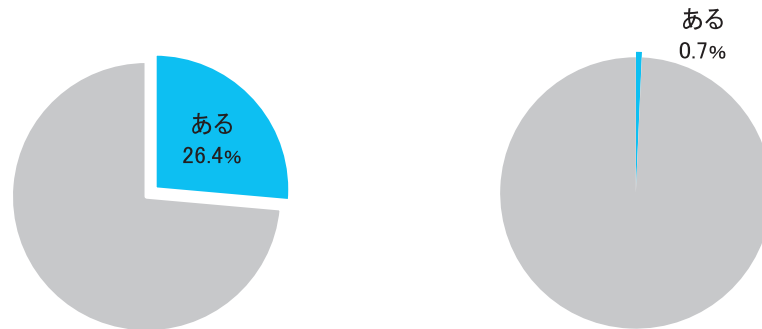
児童虐待や養育困難相談件数、育児支援家庭訪問世帯数の全てが、平成30年度に大きく増加しています。

事業名・項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
子どもと家庭の総合相談事業				
児童虐待相談件数	233 件	198 件	184 件	281 件
養育困難相談件数	257 件	324 件	351 件	458 件
育児支援家庭訪問世帯数・延回数	73 世帯	67 世帯	73 世帯	80 世帯
	1,136 回	818 回	953 回	1,283 回

DATA
市民意向調査

子どもをたたいてしまう保護者が3割弱いるほか、子どもの面倒をみないことがある保護者も少数ながら見受けられました。

■イライラして子どもをたたいてしまうことがある ■食事を与えない、風呂に入れないなど
子どもの面倒をみないことがある



■虐待を見聞きしたときの通報先

児童相談所	65.8%
警察署	49.2%
子ども家庭支援センター「たち」	13.6%

施策の方向性

児童虐待に関する認識や知識の普及啓発と併せ、子ども家庭支援センター「たち」を始めとした支援機関の周知を図ります。また、保護者への養育支援などによる育児に関する不安や負担の軽減、児童虐待の未然防止とともに、早期発見・早期対応による重篤化の防止に努めます。そのためには専門的な知識が必要であることから、虐待対応に関する研修などを実施し、相談業務に携わる職員や関係者のスキルアップを図ります。虐待を受けた児童に対するケアについては、関係機関とのネットワークを活用し、充実を図ります。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要
応	1	育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）（★）	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
応	2	要保護児童対策地域協議会（※）運営事業	関係機関において要保護児童（※）に関する情報共有や協力要請、児童虐待防止の体制整備等を行う事業
応	3	児童虐待防止の普及啓発事業	ポスター掲示、イベント時の普及啓発グッズやチラシ配布など児童虐待防止の普及啓発を行う事業

※応…子どもの未来応援基本方針に係る取組（★）…地域子ども・子育て支援事業（量の見込み及び確保方策を定める事業）